

【ポスター発表】

## 自立支援協議会における知的障害者の権利に関する取り組みについての横断研究

## —当事者参加と関連する要因の分析—

○県立広島大学 保健福祉学部 氏名 米倉 裕希子 (5676)

キーワード3つ: 自立支援協議会 権利 当事者参加

## 1. 研究目的

知的障害者が権利を行使するために、権利の内容や権利侵害について理解することは重要である。2006年に国際連合（以下、国連）が採択し2014年に日本が批准した障害者権利条約は、障害者は社会に完全かつ効果的に参加する権利を有することなどを条約の基本原則としている。一方で、知的障害者のある当事者が権利条約や権利条約に基づいた権利について知る機会、また権利をめぐる改革に関わる機会は十分といえない。2016年に起きた「津久井やまゆり事件」は甚大な知的障害者の権利侵害であった。このような権利侵害を繰り返さないためには、社会への働きかけはもちろんのこと、知的障害当事者に対しても「権利」を伝え、知的障害当事者が権利を行使するためのさまざまな活動に参画できる機会を作る必要がある。2022年の障害者権利委員会による総括所見においても、公共政策に関する協議における障害者を代表する団体を通じた障害者の参加が不十分であることが懸念事項として挙げられている。障害当事者が権利に関わる協議に参画できる自治体の機関の1つに自立支援協議会（以下、協議会）がある。協議会は、2012年に法制化され、障害者総合支援法を根拠に地方自治体に設置され、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連携をはかり、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域に実情に応じた体制の整備について協議を行う。協議会は障害当事者が参画し、権利擁護に関する専門部会が設置されていることも多い。本研究の目的は、障害当事者の中でも知的障害当事者が施策に関わる機会としての協議会への参画の現状を明らかにすることである。また、当事者参加を可能とする要因と当事者参加が権利に関する取り組みに影響を与える要因について検討する。

## 2. 研究の視点および方法

本調査は、2023年11月から2024年2月に実施した。政令指定都市および市町村1,741の自治体を対象に依頼文と質問紙を送付し、郵送あるいはWEBで回答してもらった。調査項目は、自治体規模や障害当事者の参加の有無、権利部会の設置などに関するプロフィール及び権利に関する取り組みとして「障害者権利条約」を伝える媒体物の作成、「障害者差別解消法」と「障害者虐待防止」に関する取り組みの有無、権利に関する取り組みの全般評価やさらにさまざまな啓発活動について効果や権利ノートへの関心を評価してもらった。

## 3. 倫理的配慮

本調査は、県立広島大学研究倫理委員会（三原キャンパス）による承認を得て実施した（承認番号：第23MH045号）。依頼文には、研究の趣旨、アンケート内容、研究結果の公開、

アンケート協力への任意性、同意撤回の方法等を記載した。また、質問紙の冒頭に同意のチェック欄を設けた。同意撤回のためのID番号とは異なるID番号をつけ保存し分析を行った。なお、本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はありません。

#### 4. 研究結果

回答のあった385を分析対象とした。自治体規模は、町村が31%、人口10万人未満の市・区が33%、人口10万人から30万人未満の市・区が24%、人口30万人以上の市・区が8%、指定都市4%だった。権利擁護部会「有」が40.1%で、障害当事者の参加有が71%で、知的障害当事者は6%だった。知的障害当事者の参加における合理的配慮の具体的には「支援者や介助者等の同行・配置(n=8)」、「資料へのるび(n=7)」、「口頭やわかりやすい言葉での説明(n=6)」、「資料の事前送付や配布(n=2)」、「その他(ペースへの配慮やイエローカードの活用)」が挙げられた。権利条約を伝える媒体物の作成を「している」が5%、「差別解消法」に関する取り組みは「行っている」が50%、「虐待防止法」に関する取り組みは「行っている」が56%だった。効果が期待される啓発活動で平均値が最も高かったのは講演会(2.6±1.0)や学校教育への参加(2.6±1.1)だった。Speamanの相関を用いた結果、自治体規模と障害当事者参加の相関は見られなかった。 $\chi^2$ 二乗検定及びFisherの正確確立検定の結果、障害当事者の参加の有無と関連があったのは、「権利擁護部会」(p=0.001)、「差別解消の取組」(p=0.000)、「差別解消について当事者への情報提供」(p=0.025)、「虐待防止の取組」(p<0.001)だった。ロジスティック回帰分析の結果、「権利条約リーフレットの作成」と「差別解消に関する当事者向け情報提供」は権利擁護部会の有無と、「権利擁護に関する当事者向け情報提供」は自治体規模と関連があった。順序ロジスティック回帰分析の結果、「権利ノートへの関心」と当事者参加に関連があった。

#### 5. 考察

協議会における障害当事者の参加は多いものの、知的障害の参加は少ない。合理的配慮の提供内容は過度な負担とは考えにくく、知的障害者の参加を促進あるいは阻害する要因の検討が必要である。障害当事者参加は自治体の規模ではなく、権利擁護部会などの体制の構築が関連する。よって、当事者の中でも知的障害者の参加は障害人権保障施策の先駆性を表象し、当事者参加を可能にする協議会の体制づくりが求められる。権利に関する取り組みの中でも当事者に向けた情報提供を実施している協議会は少なかった。一方で、障害当事者の参加は権利条約リーフレットの作成や差別解消に関する当事者に向けた情報提供、権利ノートへの関心に影響し、当事者が知る機会の保障につながる。講演会等の実施や学校教育への参加などの啓発活動への期待は高く、これらの啓発活動は当事者と協創することで一層の効果が期待できるだろう。今後、知的障害当事者の参画を促進する要因及び当事者参加が施策や啓発の効果にもたらす影響について更なる研究が望まれる。本研究は、基盤研究(C)「知的障害者との共同創出による権利を伝える権利ノートと権利教育プログラム開発(研究課題:23K01910)」の一部で実施した。